

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 2 3 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 2 3 年 6 月 2 2 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- 日程第 1 議案第 36 号 平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 議案第 37 号 平成 2 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 議案第 38 号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 39 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 5 議案第 40 号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 6 議案第 41 号 有田周辺広域圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 45 号 平成 2 3 年度下非第 1 号水尻工区污水管渠布設工事に伴う水道管移設 (第 3 工区) 工事の請負契約について
- 日程第 8 議案第 46 号 平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件 (請願第 2 号)
- 日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 12 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第 13 議員派遣の件
- 日程第 14 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである (18 名)

1 番	増 谷 憲	2 番	堀 江 眞智子
3 番	橋 爪 弘 典	4 番	東 武 史
5 番	岡 省 吾	6 番	前 勢 利 夫
7 番	湊 正 剛	8 番	佐々木 裕 哲
9 番	森 本 明	10 番	殿 井 堯
11 番	坂 上 東洋士	12 番	楠 部 重 計
13 番	新 家 弘	14 番	西 弘 義
15 番	中 山 進	16 番	竹 本 和 泰
17 番	亀 井 次 男	18 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

9 番 森 本 明 11 番 坂 上 東洋士

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (20 名)

町 長	中山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一郎	会 計 課 長	西 尾 幸 治
総 務 課 長	山 田 清 美	企 画 財 政 課 長	武 内 宜 夫
消 防 長	前 田 英 幸	福 祉 課 長	大 方 肇
環境衛生課長	河 島 一 昭	住 民 課 長	橘 伸 二
税 務 課 長	高 垣 忠 由	建 設 課 長	東 信 行
産 業 課 長	福 原 茂 記	地 籍 調 査 課 長	山 本 泰 司
水 道 課 長	前 守	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教 育 委 員 長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
こども教育課長	坂 上 泰 司	社 会 教 育 課 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	山 下 時 克	書 長	記 林 美 穂
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（新家 弘）

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか19人であります。

……………日程第1 議案第36号……………

○議長（新家 弘）

日程第1、議案第36号、平成23年度有田川町一般会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷君。

○1番（増谷 憲）

補正予算第2号について、質疑をさせていただきます。

今回の補正の中で、歳出の19ページに森林GISの、いわゆるソフトでの予算を組まれておられますけども、この点について幾つか質疑をさせていただきたいと思えます。

農林中金総合研究所というところが、こういう第21回森林組合アンケート調査結果というのをつくっております、この年の中心議題は、森林GISの活用についての取り組みが報告されています。メリット、デメリット、両方書かれているわけですが、メリットはいいとしても、デメリットの部分を全国的に出ているとすれば解消して、いいものにしていかなければならないという立場でお伺いするわけですが。

第1点目として、このGISのもとになる資料として森林簿の情報を入れていると

お聞きしておりますが、この森林簿自体が平成16年度のものだと聞いておりますが、そうなりますと、かなり前のものでありますし、不正確な部分もあると思うんですが、そういう点から言いますと、もとの正確さを欠いてくると、今後の活用をしていく上で問題点が出てこないかどうか、その点をまず1点、確かめておきたいと思えます。

第2点目は、今後、GISを活用していく上で、維持管理費が要ってこないか、高くなってこないか、また情報の入力をする上で職員の負担がふえたりとか、担当課でうまくやっていけるかどうか、この点、伺っておきたいと思えます。

3点目として、やはり一番大事な問題点として、今、林業関係者の経営は本当に大変でありますし、最近の農業新聞も見ますと、農林漁業の中には「多い自殺」ということで、こういう記事が載るくらい、こういう関係者の方々の経営不振で自殺する方が多いと。こういう中で、有田川においてもいろいろ見ていきますと、例えば、今、国が森林のあり方を変えていこうという中で、施業計画から経営計画にしていくという方針のもとでやられていますが、その中で田辺なんかでは緑の雇用で雇った方々の首を切っていくということで記事になって問題になっていると、これも皆そういう事業を進めていく中であらわれての1つであります。

最近聞いた話ですが、金屋のある地域で、木材64立方メートルを産出するのに、搬出費用が105万円、販売額55万円、補助金を42万円をもらっても、差額が8万円の赤字が出てくると。これは結局どこが持つかとなったら、山主か、もしくは事業を請け負った業者が持つかということになってきて、やはり経営が成り立たないので、幾らいい計画を立てても、果たしてできるのかどうかという点が出てきます。そして金屋地区では、50年以上で手入れできていない木が多く、搬出できる木が少ないということを知っています。また、作業道をつくるにしても、作業道が1キロメートル以内でないと採算に合わない、こういうことも関係者からお聞きしています。こういう本当に経費がかかっていく中で、一部の人しかこのGISを利用できない状況にならないのかどうか、この点、以上3点についてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（新家 弘）

福原産業課長。

○産業課長（福原茂記）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、森林簿が古くて不正確ではないか、それがうまく活用できるのかということにつきまして、今、平成16年というふうに言われましたが、この平成16年に県に入っているのは、いわゆる航空写真です。平成16年に県が飛行機を飛ばした航空写真が入っているということで、森林簿につきましては、確かに今、地籍調査をやる中でいろんな正確な図面等ができてつつありますが、森林簿についてはそういう実際の現況とすべて合っているかということ、必ずしもそうではないというふうに思えます。ただ、こういうGISのシステムが入る中で、今後、協議の中でいろんな町が持ってい

るデータも県と共有する中で、こういう不正確な部分については、より正確なものに改めていくことが可能だろうというふうに考えております。

それから、まず維持管理費ですが、今回、補正で県の今使っているソフトを関係町村が県の補助をいただいて購入するわけですが、このソフト代と、それから初期設定の費用です。今後の維持管理については、基本的に町の職員、それから県の職員が今後のデータを入れていくことになりますので、確かに職員の負担という面から言いますと、これはふえてくるのはやむを得ないことだと思いますが、経費的な面で特段維持管理費がかかってくると、システムをやり直すとかバージョンアップするとかということで、そこに業者が介在するのならば若干費用も要るかもわかりませんが、今のところそういう予定はないというふうに聞いております。

それから、実際これをうまく活用できて、林業の振興、また間伐、また搬出がうまく動かせるのかということですが、もともとその間伐につきましては、今までは切り捨てでも国、県、町の補助の中で、単発的に、部分的にであってもできたわけですが、23年度、この制度が大きく変わって、ある程度集約化した中で5ヘクタール以上、その中で5ヘクタールについては10立米以上の搬出が必要ですよということになりました。その中で、町のほうとしましても森林組合等、林業体の方と一緒に、画像上で等高線とかいろいろなデータをこれから入れるわけですが、等高線は入ってますけども入れるわけですが、その画像上でこの山、その山等に集約的に作業道、歩道をつける、それからこの部分については既に間伐してるとか、どういう木が生えてるとかというのを画像で一目瞭然にわかりますので、林家に対してもいろんな形で、より具体的に提案できるようになると思います。

ですから、逆にこういう制度で、どこでもいいよ、間伐できるよということではなく、このGISというのは、今後、それを使う我々の努力は必要ですが、不可欠なものになってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

この事業は、近畿ではGISを入れている、県レベルでも少ないし、市町村ではこれからというところが多いんですけども。まだ海のものとも山のものともわかりませんが、やはりその正確さを欠いたりとか、使いにくいとかというのがないものにしていくために努力を求めたいのと。それから、やっぱり何といたしましても、木材が売れて経営が成り立たないと意味がないということに最終的につながっていきます。ことしの森林組合の事業計画を見ましても、国から言われている方針でやっていかなあかんということで見たら、5年間の計画で、例えば、コストを今かかっている1万5,000円を1万円に引き下げる計画すら立てているわけです。この5,000円の引

き下げというのはたいへんな努力が要ると思うんです。その点、5,000円の引き下げをする上でも、担当課も含めてぜひそれに乘っていただいて、林業が成り立っていくように求めておきたいと思います。答弁は要りませんので、よろしく願います。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑ありませんか。

12番、楠部重計君。

○12番（楠部重計）

12番の楠部です。議案第36号についてお尋ね申し上げたいと思いますが。6款農林水産業費の中で、農業費の中、3項で今回4,825万3,000円という予算補正をされております。その主な内訳は、負担金補助金及び交付金ということで4,000万円余りでございます。鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金ということでございますけれども、この件についてたいへんここ2～3年、鳥獣被害が大きくなっておりますので、こういった事業を展開して少なくしていくことがたいへんいいことだと思います。この事業につきましては、国の補助が100%あるということで実施されるそうでございますけれども。

そこでお尋ねしたいんですけれども、サル、イノシシ等の被害状況が22年度、どのような被害が役場としてとらまえているのかお聞かせいただきたいのが1点と、それから、たいへん猟友会等、あるいはわな、おり等でサル、イノシシ等に補助金を出していただいて、各地域で有害鳥獣補助も猟友会の中で行っておりますけれども、22年度の捕獲実績はどのような頭数が捕獲されておるのか、実績をお聞きしたいと思います。

そして、この国庫補助金を使って賢地域という指定を受けているそうでございますけれども、こういった町内全域の中での賢地区に補助金・交付金事業を行うということは、単年度であるのか、あるいは各町内、国庫補助が今後そういう事業が町内で複数年にわたって、その辺の今後の基本方針、お聞かせいただけたらと思います。

以上、3点にわたってお尋ね申し上げます。

○議長（新家 弘）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず被害状況ですが、これはふえていることには間違いはないんですが、今ちょっと手元に細かい数字は持っておりませんので申しわけございません。ただ、実際の被害状況というのは、ミカン幾らやから何トン被害あるからという形で細かくは、正直申し上げて把握できないのが実情です。また、シカなんかには芽を食べられたとか、皮をむかれたとかということについても、これについて金額的にしかと数字が出ると

ということではありません。ただ、もうイノシシに関しましては町内全域、シカに関しましては旧清水・金屋は全域、それから一部吉備の河南地区の山のほうへも相当出てきているというのが実態でありまして、もう被害を受けない地域がほとんどないというのが実情であります。

それから、22年度の捕獲の実績でございますが、サルにつきましては168頭、それからイノシシにつきましては612頭、シカについては150頭が22年度の有害駆除として、猟期中はこれはもうカウントしてませんが、猟期外でとった頭数です。

それから、賢地区の今度国庫補助事業をもらって、資材100%をいただくということで1,760万円計上していますが、これにつきましては、今後、その地域地域の取り組みでございますし、地域の負担というか労力負担になりますが、負担も要ります。その中でできる限りそれぞれの地域で取り組んでいただきたいということで、とりあえず先行して賢地区が手を挙げた中で、隣接する田口地区も一応歩いてメーターをはかったということも聞いております。それから、船坂、それから大谷もいろいろと問い合わせにうちのほうへ来ておりますので、これは中山間直接支払制度を活用した中で取り組むということでありまして、結論についてはまだ私も聞いておりませんが、できる限りこれをPRして、賢地区をできるだけモデル事業になるような形で取り組んでいただいて、個々にではなく集団でそういう被害から農地を守るという取り組みをやっていっていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（新家 弘）

楠部重計君。

○12番（楠部重計）

再質疑を行いたいと思います。

実績については、猟期内の頭数ということでございますけれども、猟期が2月までか、ちょっと当初に聞いたうちの捕獲量からしますと、1月から12月までの実績を当初予算で聞いたんですけれども、この調査によりますと、年度内においてはもっと捕獲頭数されているんじゃないかなと思いますので、またそういった実績頭数については、後日でも資料を参考に出していただきたいと思います。

それから、この国の補助事業を受けて、中山間事業でということございまして、賢地域に1,500円掛ける8キロメートルの防除さくをやるということございまして、この中山間地域の各地域で協議会を皆持たれておりますけれども、こういった国の100%の補助事業があるというのが、町内に吉備地区だけではなく、金屋・清水地区にたいへん多いと思うんですけれども、広くそういったことで広報をしていただいて、何地区かある中でやっぱりその被害状況、特に大きいところも、今回指定されているところの被害状況よりまだかなりひどいところもありますので、区なり、あるいは中山間事業の中での地域での説明等々を広く広報して、こういった補

助事業を取り入れてやっていただきたいというのが私の質疑の根本でございます。そういったことで、ぜひとも年々、サル、イノシシが町の各地域での補助事業も受けている中でもまだふえているような状況でございますので、こういった国庫補助、あるいは県補助を受けて、大きな部落全体でやるということが一番理想的な形でもございますので、ぜひともそういった事業を各地域にも取り入れるようによく広報をしていただきたいと思っておりますので、その点について今後の基本的な方針をもう一度お聞かせいただけたらと思います。

○議長（新家 弘）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

質問にお答えいたします。

猟期は11月から3月いっぱい、先ほど申し上げた数字は、4月から10月までの、うちは有害駆除として報償金も含めて出している頭数です。猟期中はもううちへの報告もございませんので、猟師の方がどれぐらいとったかというのはちょっと把握はしておりません。サルについては、狩猟動物ではございませんので、サルは1年間の数字でございます。

それから、今回の国の事業につきましては、今議員おっしゃられたとおり、いわゆる新しいモデル的な事業として成功をしていただきたいというふうに思っていますし、こういった事業については、もう少しするとまたかかることになると思いますので、そこら辺の進捗状況等も含めて町内の方に当然もう見ていただいても結構ですし、こういう事業があるということは適時、広報をさせていただきたいと思っています。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑ありませんか。

16番、竹本君。

○16番（竹本和泰）

議案第36号について質疑をさせていただきます。

20、21ページの中学校費の工事請負なんですけども。その説明の中で中学校地震補強・大規模改造事業という説明になっているわけなんですけども、吉備中学校改築事業ではないのか。今後ずっと進めていくんで、吉備中学校、これは校舎棟の改築事業だと思うんですけども。それ1点と、それから、今、6億4,707万円組まれています。事業については、本年度から平成24年度、来年度に向けての事業費であろうと思うわけなんですけども、全体事業費は21億5,960万円、校舎棟においては21億5,960万円である中で6億4,700万円、これは本年度支払い分だと思うんですけども、これについての入札時期と、非常に今、震災等で工事が、材料も不足するし、人員等、そういうことも聞きますんで、見通しとして契約時期と大体完成の予定時期、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（新家 弘）

こども教育課長、坂上君。

○こども教育課長（坂上泰司）

竹本議員の質疑にお答えしたいと思います。

中学校地震補強・大規模改造事業なんですけど、これは国の事業名となっていて、改築事業というんですけど、これは国の事業名でこういうことをつけております。それで入札時期につきましては、9月に入札をしたいと思っております。9月議会をお願いしたいと思っております。この6億4,770万円につきましては、ことしは30%分の出来高となっております。それで完成時期ですが、23年度、24年度、校舎棟につきましては24年度末の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第2 議案第37号……………

○議長（新家 弘）

日程第2、議案第37号、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第38号……………

○議長（新家 弘）

日程第3、議案第38号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第39号……………

○議長（新家 弘）

日程第4、議案第39号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

全員協議会の審査の中でお伺いしておいたらよかったです、ちょっとその時点では勉強不足でしたので、本問題について若干お願いしておきたいことがございます。

御案内のとおり、平成22年度に辺地・過疎対策法が変更されました。そして従来

の、これは50年代からずっと過疎地対策のためにでき上がってきた法律でございますが、ほとんどというよりか全部がハード面での事業でございます、今回の新しい過疎対策法は辺地対策も含めてソフト面を大幅に導入された、まさに画期的な我々の待望に久しかったものでございます。具体的に申し上げまして、いわゆる僻地における高齢者の多い集落、そこにはまたたいへん買い物1つするのにでも不便さがある。いわゆるこういう言葉が適当ではないかもわかりませんが、用語のうちではれっきとして使われておりますので、買い物難民、これに対応するためのソフト事業の導入。

もう一つは、地元高校生、これは直接、高校は教育委員会の関連でないので、一般の中で教育問題としてではなしに取り上げていただきたいんですが、地元に残っていただくための就職支援事業、これは大々的に例でございましたが取り上げられております。成立と同時に総務省のほうでは、成立の年度の9月と10月に全国調査、これは関係都道府県を対象にして、その問題とする、もちろん町村も含めてやった、その成果が最近発表されております。これについて、どういうふうな事業とどういふ具体的な予算措置がされていくのか、その例で総務省がはっきりと例として示しておるわけでございます。これを、この場で私の突然の質問でございまして、用意されておりましたら即座に御返答いただきたいんですが、ちょっとその資料等については、はっきり申し上げまして、前もって通告しておればよかったですんですが、恐らくない。あるのであれば、もうこの場で担当課のほうから答えたいんですが、なければ次回の議会までにぜひとも資料として出していただきたいとこう思います。

まさに申し上げるまでもなしに、僻地の状況は私たちの旧清水の場合は、恐らくもう4,200の人口を切っておると思うんです。このままでいけば消滅する集落がどんどん出てくるところまで来ております。積極的なハードの面ではなしに、こういうソフトの面の一般質問の中で、この交通対策の一本化ということも非常に切迫した問題の中で取り上げていただいて御発言がございましたが、そういう面も含めてひとつこのソフト面をきちっとやっっていかなんときが。そうじゃなかったら、本当に過疎地は救われん時代が来ておると、こういうふうに思いますので、今申し上げました点についての答弁、もし資料が整理されておらないんでございましたら、恐らく今のところ、あなた方は資料を持ってないんじゃないかと思っておりますので、次回の議会までに出していただきたい、こういうふうをお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前勢議員にお答えをしたいと思います。

資料については、ちょっと今、詳しい資料を持ち合わせてませんので、後日提出を

させていただきます。このことについては、今度は新しい過疎法もできてまして、これにもソフト面がたくさん含まれてます。それで辺地計画と過疎法と両セットでこれからそういった面に、ハードも含めてソフト面をしっかりと進めていく計画であります。

○議長（新家 弘）

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

御配慮していただいて、着々と具体的には準備を過疎法の中で進められておるよう
でございます。待ったなしの状況でございますので、ぜひ細かい、今までになかった
面を、許される法の範囲で徹底的に取り上げていただいて、本当に身についた過疎脱
却が住民が可能になりますように、ひとつ格別の御配慮と御支援を賜りたいと。これは、
特例債の中で、ただ言うだけではなしに、財政もきちっと保障される仕組みになっ
ておりますので、そういう面も含めまして、さらによろしく町長部局、町長、全体にお
願いしておきたいと思っております。終わります。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第40号……………

○議長（新家 弘）

日程第5、議案第40号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とし
ます。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第41号……………

○議長（新家 弘）

日程第6、議案第41号、有田周辺広域圏事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、橋爪弘典君。

○3番（橋爪弘典）

3番の橋爪です。この有田周辺広域圏事務組合の規約の変更でございますけれども、これは新ごみ処理施設の建設を行うための規約の変更であります。しかし、これはあくまでも加盟する1市3町がこれに議決をしていただいてこそ、初めてこの規約は意味をなすと思うんですけれども、1市3町の他町の状況というものをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この規約変更の他町の状況でありますけれども、湯浅、広川がもう既に全会一致で可決いただいたと聞いております。

○議長（新家 弘）

ほかにありませんか。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

湯浅、広川については、もう全会一致で可決されたと聞いておりますけれども、有田市については7月5日に採決をするようであります。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑ありませんか。

6 番、前勢利夫君。

○6 番（前勢利夫）

ごみ処理施設の問題が出たとき、私、かつて広域の関係で長いこと携わってきております。その時点で、この広域のなには一たん加入したら、勝手に脱退できないんだと。法的にまずは私の見解は決して間違うてはおらなかったんですけど、今度の新しい自治法の中で、2年間たってでもその構成の1つに不都合ができて、そこの希望であれば、それはその議会の議決を得たら、広域ではなしに脱退できるところという法制改革ができ上がっておるはずですよ。その辺について執行部のほうは新しい自治法改正の中で、今申し上げましたことについて、どういうふうな見解を持っておられるのか、3番議員に関連して質問させていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まだその議論については、有田市が採決をとってませんので、それをできた時点でそうした議論もこれから当然やっていかなければならない必要性が出てこようかと思っております。

○議長（新家 弘）

6 番、前勢利夫君。

○6 番（前勢利夫）

これはもう御案内のとおり、新しい法を十分研さんしていただいて、まさにこれからの広域の命運を決する今までと違う新しい条項になってくるんじゃないかと思っております。そういう中で、これは恐らくもう御案内のとおり、少なくとも10万人を対象にやります、今度の何の場合は10万人は切れるわけでございます。最低でも100億円の、今までの通例から見て事業費がかかる問題でございます。本当にこれはそういう形になってくると、たいへんな影響、実際はどういうふうに運用されていくのか。新しい法の改正の中で十二分に執行部として、もちろん我々議員としても、選出されております広域の議員、議長、副議長、担当委員会を通じて真剣に勉強していかなければならない問題だろうと思うんでございますが、十二分に早急に、その点の法解釈のきちんととっていただきたい。県を通じて確実に当たり前のことでございますが、早くきちとした見解を求めておいていただきたい。それは口頭だけの問題ではなしに、文書によってきちとした回答を得ておくこと自体が今後の大きな課題になってくると思っていますので、よろしくこの際、お願いしておきたいと思っております。それはもう答弁結構でございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第45号……………

○議長（新家 弘）

日程第7、議案第45号、平成23年度下非第1号水尻工区污水管渠布設工事に伴う水道管移設第3工区工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案46号……………

○議長（新家 弘）

日程第8、議案第46号、平成23年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 9 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第 2 号）……………

○議長（新家 弘）

日程第 9、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の二川温泉施設の存続を求める請願について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

……………日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第 10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました継続調査に要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第12 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第12、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第13 議員派遣の件……………

○議長（新家 弘）

日程第13、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。よろしくお願ひします。

……………日程第14 議長への委任について……………

○議長（新家 弘）

日程第14、議長への委任についてをお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第2回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時20分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長           新    家           弘

9    番    議    員           森    本           明

11   番    議    員           坂    上   東   洋   士